

事務事業評価シート

(平成 23 年度実施事業)

事務事業名	建築確認検査事業			事業コード	1601
所属コード	93000	課等名	建築指導課	係名	査察係
課長名	武藤 功	担当者名	高見幸夫	内線番号	7228
評価分類	<input checked="" type="checkbox"/> 一般	<input type="checkbox"/> 公の施設	<input type="checkbox"/> 大規模公共事業	<input type="checkbox"/> 補助金	<input type="checkbox"/> 内部管理

1 事務事業の基本情報

(1) 概要

総合計画 体系	施策の柱	快適な都市機能	コード	7
	施策	快適な居住環境の実現	コード	3
	基本事業	良好な住宅地の誘導	コード	2
予算費目名	一般会計 8 款 5 項 4 目建築指導事務 (001-01)			
特記事項				
事業期間	<input type="checkbox"/> 单年度	<input checked="" type="checkbox"/> 单年度繰返	<input type="checkbox"/> 期間限定複数年度	開始年度 昭和 48 年度
根拠法令等	建築基準法第 7 条, 同第 7 条の 3, 同第 18 条			

(2) 事務事業の概要

建築基準法に基づく建築物等の特定工程に係る中間検査及び完了検査を行う事務事業

(3) この事務事業を開始したきっかけ（いつ頃どんな経緯で開始されたのか）

建築基準法に基づき、市の人口が 25 万人を超えるときは、同法の事務を所管する建築主事を置かなければならぬと規定されており、県庁所在地である盛岡市では知事の同意のもとに昭和 48 年 4 月 1 日に特定行政庁（建築主事を置く市町村の長）を設置した。その後、法定人口 25 万人を超えたことにより、平成 13 年 5 月 1 日に知事の同意を要さない一般特定行政庁となり現在に至り、建築基準法に基づく事務事業を実施してきている。

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

平成 11 年から 5 カ年にわたって建築基準法の大幅な法改正が行われ、仕様規定のほかに性能規定などの新たな法規定や、具体的な規制基準を規定する多くの告示など、法体系が複雑化している。本事務事業である建築確認検査においても、工事監理の適正化を目的とした特定工程における中間検査制度の指定をはじめ、完了検査時の施行関係書類の確認など建築物 1 件あたりの検査所要時間は増加傾向にあった。このような状況のなか、平成 17 年の耐震強度偽装事件の発生による法改正、特に平成 19 年の建築基準法の改正においては特定工程における中間検査が法律で義務付けられ、更なる中間検査・完了検査の充実が求められている。

平成 22 年度においては建築確認手続き等の運用改善として法改正（3 月 29 日公布、6 月 1 日施行）が行われたほか、景気動向や少子高齢化などの社会動向の変化により、建築着工棟数の増減からこれに伴う建築確認検査の増減が見込まれる。

また、近年は民間の検査機関も同様の建築確認検査事業を実施しており、市の取り扱い件数は減少傾向にある。

2 事務事業の実施状況 (Do) · · · · ·

(1) 対象（誰が、何が対象か）

建築物等及び建築物等の建築主（築造主）、設計者、工事監理者、工事施工者

(2) 対象指標（対象の大きさを示す指標）

指標項目	単位	21年度 実績	22年度 実績	23年度 計画	23年度 実績	24年度 見込み
A 完了検査申請件数	件	404	393	400	372	400
B 特定工程に係る中間検査申請件数	件	61	36	35	46	35
C						

(3) 23年度に実施した主な活動・手順

特定工程に係る中間検査申請書若しくは完了検査申請書を受理し、検査を実施。検査の結果、建築基準関係規定に適合していると認めたときは、中間検査合格証若しくは検査済証を交付した。

(4) 活動指標（事務事業の活動量を示す指標）

指標項目	単位	21年度 実績	22年度 実績	23年度 計画	23年度 実績	24年度 目標値
A 完了検査件数	件	404	393	400	372	400
B 特定工程に係る中間検査件数	件	61	36	35	46	35
C						

(5) 意図（対象をどのように変えるのか）

建築基準法に適合した建築物の建築により、同法第1条に規定される「国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資する」よう、建築物等の検査の受検の徹底を図る。

(6) 成果指標（意図の達成度を示す指標）

指標項目	性格	単位	21年度 実績	22年度 実績	23年度 計画	23年度 実績	24年度 目標値
A 検査済証交付件数	■上げる □下げる □維持	件	408	391	400	370	400
B 中間検査合格証交付件数	■上げる □下げる □維持	件	59	36	35	47	35
C	□上げる □下げる □維持						

(7) 事業費

項目	財源内訳	単位	21年度実績	22年度実績	23年度計画	23年度実績
事業費	①国	千円	0	0	0	0
	②県	千円	0	0	0	0
	③地方債	千円	0	0	0	0
	④一般財源	千円	0	0	0	0
	⑤その他()	千円	0	0	0	0
	A 小計 ①～⑤	千円	0	0	0	0
人件費	⑥延べ業務時間数	時間	3,156	2,790	2,820	2,784
	B 職員人件費 ⑥×4,000 円	千円	12,624	11,160	11,280	11,136
計	トータルコスト A+B	千円	12,624	11,160	11,280	11,136
備考						

3 事務事業の評価 (See)

(1) 必要性評価（評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要）

① 施策体系との整合性

検査済証が交付となる建築物が建築されることは、「快適な居住環境の実現を図る」ことに整合する。

② 市の関与の妥当性

建築基準法に規程する法定事務である。

③ 対象の妥当性

建築基準法に規程する法定事務である。

④ 廃止・休止の影響

建築基準法に規程する法定事務である。

(2) 有効性評価（成果の向上余地）

建築関係団体と協力し「違反建築防止週間」の実施等を通じて、啓蒙・啓発活動から中間・完了検査申請の向上を図る。

(3) 公公平性評価（評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要）

本事業における受益機会は、建築基準法に規定される建築物等を建築する全ての建築主が対象となり公平である。

(4) 効率性評価

建築物の着工から完成に至るまでの工事監理の適正化、また、検査に関わる工事監理等の図面の整備及び建築物の完成度等、建築主（特に工事監理者及び工事施工者）の監理体制の確立を周知・指導することにより、検査業務の軽減化の可能性はある。

4 事務事業の改革案（Plan）・・・・・・・・・・・・

(1) 改革改善の方向性

ここ数年の傾向として、建築確認審査業務及び検査業務は市から民間の検査機関への移行が進むとともに総体の申請件数も減少し、年々市への申請件数は減少しているが、耐震強度偽装事件を契機とする法改正からより精度の高い検査が求められており、迅速・適正な検査をおこなう。

(2) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

複雑多様化する検査制度にあって建築確認審査担当との連携と中間検査制度の周知徹底から精度の高い検査体制の充実を図る。

5 課長意見・・・・・・・・・・・・

(1) 今後の方向性

- 現状維持（従来どおりで特に改革改善をしない）
- 改革改善を行う（事業の統廃合・連携を含む）
- 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

本事務は、建築基準法に基づく中間検査及び完了検査であり、平成12年度より民間確認検査機関も参入しており、民間の検査機関への移行が進むとともに総体の申請件数も減少しているが、より精度の高い内容での検査が求められている。

中間・完了検査率の更なる向上を目指とし、建築基準法の理解と検査能力の向上を図りながら適正で迅速な検査に努める。